

緊急関税等に関する手続等についてのガイドライン新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;"><b>緊急関税等に関する手続等についてのガイドライン</b></p> <p style="text-align: right;">財 務 省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省</p>	<p style="text-align: center;"><b>緊急関税等に関する手続等についてのガイドライン</b></p> <p style="text-align: right;">大 蔵 省 厚 生 省 農林水産省 通商産業省 運 輸 省</p>
<p>1. ガイドラインの性格</p> <p>緊急関税等に関する制度の運用については、<u>国内関係法令、関税及び貿易に関する一般協定及びセーフガードに関する協定</u>に定められているところによるが、このガイドラインは、これらを補完するとともに、緊急関税等に関する制度と貨物の輸入に際してとられる輸入貿易管理令第3条第1項の規定による緊急の輸入割当てに関する制度の統一的・一体的な運営を確保しつつ、これらの制度の円滑な運営に資するために制定するものである。なお、<u>本ガイドラインの適用に当たっては、個々の事案ごとに柔軟かつ弾力的な対応を妨げないものとする。また、各協定の適用に当たっては、国際的に確立された各協定の解釈を考慮する。</u></p>	<p>1. ガイドラインの性格</p> <p>緊急関税等に関する制度の運用については、<u>関税及び貿易に関する一般協定、セーフガードに関する協定及び国内関係法令</u>に定められているところによるが、このガイドラインは、これらを補完するとともに、緊急関税等に関する制度と貨物の輸入に際してとられる輸入貿易管理令第3条第1項の規定による緊急の輸入割当てに関する制度の統一的・一体的な運営を確保しつつ、これらの制度の円滑な運営に資するために制定するものである。なお、各協定の適用に当たっては、国際的に確立された各協定の解釈を考慮する。</p>
<p>(変更なし)</p>	<p>2. 定義</p> <p>このガイドラインにおいて、「法」、「緊急関税政令」、「輸入貿易管理令」又は「緊急措置規程」とは、それぞれ「関税定率法(明治43年法律第54号)」、「緊急関税等に関する政令(平成6年政令第417号)」、「輸入貿易管理令(昭和24年政令第414号)」又は「貨物の輸入の増加に際しての緊急の措置等に関する規程」(平成6年通商産業省告示第715号)をいう。</p>
<p>3. 緊急関税等と輸入貿易管理令第3条第1項の規定による緊急の輸入割当てとの統一的・一体的運用</p>	<p>3. 緊急関税等と輸入貿易管理令第3条第1項の規定による緊急の輸入割当てとの統一的・一体的運用(法第9条第6項、第11項、緊急関税政令第9条、輸入貿易管理令第3条第1項、緊急措置規程第8条、第18条第3項)</p>

緊急関税等に関する手続等についてのガイドライン新旧対照表

<p>(1) 調査の開始及び終了(法第9条第6項、第11項、緊急措置規程第8条、<u>第19条第3項</u>)</p> <p>法第9条第6項(同条第11項において準用する場合を含む。)の調査は、緊急措置規程第8条(<u>第19条第3項</u>において準用する場合を含む。)の調査と、統一的・一体的に開始し、終了するものとする。調査の結果についても統一的・一体的に取り扱うものとする。</p>	<p>(1) 調査の開始及び終了(法第9条第6項、第11項、<u>輸入貿易管理令第3条第1項</u>、緊急措置規程第8条、<u>第18条第3項</u>)</p> <p>法第9条第6項(同条第11項において準用する場合を含む。)の調査は、緊急措置規程第8条(<u>第18条第3項</u>において準用する場合を含む。)の調査と、統一的・一体的に開始し、終了するものとする。調査の結果についても統一的・一体的に取り扱うものとする。</p>
<p>(2) 調査の実施(法第9条第6項、第11項、緊急措置規程第8条、<u>第19条第3項</u>)</p> <p>緊急関税等に関して法第9条第6項(同条第11項において準用する場合を含む。)の調査(調査の結果の取扱いを含む。)において緊急関税政令の各規定に基づく手続が行われるときは、緊急措置規程第8条(<u>第19条第3項</u>において準用する場合を含む。)の調査(調査の結果の取扱いを含む。)における緊急措置規程の各規定に基づく相当する手続と統一的・一体的に行われるものとし、調査に用いる証拠は、両調査において共通とする。</p>	<p>(2) 調査の実施(法第9条第6項、第11項、<u>輸入貿易管理令第3条第1項</u>、緊急措置規程第8条、<u>第18条第3項</u>)</p> <p>緊急関税等に関して法第9条第6項(同条第11項において準用する場合を含む。)の調査(調査の結果の取扱いを含む。)において緊急関税政令の各規定に基づく手続が行われるときは、緊急措置規程第8条(<u>第18条第3項</u>において準用する場合を含む。)の調査(調査の結果の取扱いを含む。)における緊急措置規程の各規定に基づく相当する手続と統一的・一体的に行われるものとし、調査に用いる証拠は、両調査において共通とする。</p>
<p>4. 本邦の産業についての相当の割合(緊急関税政令第1条)</p> <p>緊急関税政令第1条に規定する相当の割合は、<u>概ね50%</u>とする。</p>	<p>4. 本邦の産業についての相当の割合(緊急関税政令第1条)</p> <p>緊急関税政令第1条に規定する「<u>相当の割合</u>」は、<u>50%</u>とする。</p>
<p>5. 証拠の提出先等(緊急関税政令第4条第1項、第2項、第4項、第5項、第7項、<u>第5条第1項、第2項、第6条第1項、第3項、第7条第2項、第8条第1項、第3項、第4項、緊急措置規程第12条第1項、第2項、第4項、第5項、第7項、第13条第1項、第2項、第14条第1項、第3項、第15条第2項、第16条第1項、第3項、第4項</u>)</p> <p>緊急関税政令第4条第1項、第2項、第4項、第5項若しくは第7項に規定する証拠、証言若しくは書面、<u>同令第5条第1項若しくは第2項に規定する意見の表明</u>、<u>同令第6条第1項若しくは第3項に規定する情報若しくは書面</u>、<u>同令第7条第2項に規定する書面又は同令第8条第1項、第3項若しくは第4項に規定する証拠、証言、意見の表明若しくは情報の提出先又は申出先は、財務省関税局関税課とし、名宛人は、</u></p>	<p>5. 証拠の提出先等(緊急関税政令第4条第1項、第2項、第4項、第5項、第7項、<u>第5条第2項、第6条第1項、第2項、第7条第1項、第2項、輸入貿易管理令第3条第1項、緊急措置規程第12条第1項、第2項、第4項、第5項、第7項、第13条第2項、第14条第1項、第2項、第15条第1項、第2項</u>)</p> <p>緊急関税政令第4条第1項、第2項、第4項、第5項若しくは第7項に規定する証拠、証言若しくは書面、<u>同令第5条第2項に規定する書面</u>、<u>同令第6条第1項若しくは第2項に規定する意見の表明</u>、<u>同令第7条第1項若しくは第2項に規定する情報の提出先又は申出先は、大蔵省関税局企画課とする。提出部数は、最低10部とする。</u></p>

緊急関税等に関する手続等についてのガイドライン新旧対照表

<p>財務大臣とする。提出に際して電磁的記録媒体を提出する場合には、書面による提出部数は最低1部とし、当該媒体を提出しない場合には、書面による提出部数は最低4部とする。</p> <p>緊急措置規程の各規定に基づく証拠、証言、書面、意見の表明又は情報の提出又は申出が経済産業省貿易経済協力局貿易管理部特殊関税等調査室にされた場合には、当該各規定に相当する緊急関税政令の各規定に基づく提出又は申出が財務省関税局関税課にされたものとみなす。</p> <p>緊急関税政令第4条第1項及び第2項に規定する証言は、緊急措置規程第12条第1項及び第2項に規定する証言と同一の日時、場所において行うものとする。</p>	<p>緊急措置規程の各規定に基づく証拠、証言、書面、意見の表明又は情報の提出又は申出が通商産業省貿易局総務課貿易調査企画室にされた場合には、当該各規定に相当する緊急関税政令の各規定に基づく提出又は申出が大蔵省関税局企画課にされたものとみなす。</p> <p>緊急関税政令第4条第1項及び第2項に規定する証言は、緊急措置規程第12条第1項及び第2項に規定する証言と同一の日時、場所において行うものとする。</p>
<p>6. 調査の開始等</p> <p>(1) 関税・外国為替等審議会（緊急関税政令第2条、第10条第2項）</p> <p>財務大臣は、<u>法第9条第6項（同条第11項において準用する場合を含む。）</u>の調査を開始することが決定されたときは、<u>関税・外国為替等審議会関税分科会特殊関税部会</u>の委員に通知するとともに、<u>適当な時期に調査開始に至った事情を同部会に説明する。</u></p> <p>財務大臣は、<u>緊急関税政令第10条第2項の規定により告示をする場合には、その内容を関税・外国為替等審議会関税分科会特殊関税部会に報告する。</u></p>	<p>6. 調査の開始等</p> <p>(1) 関税率審議会（緊急関税政令第2条、第8条第2項）</p> <p>大蔵大臣は、調査を開始することが決定されたときは、<u>関税率審議会特殊関税部会</u>の委員に通知するとともに、<u>適当な時期に調査開始に至った事情を同部会に説明する。</u></p> <p>大蔵大臣は、<u>緊急関税政令第8条第2項の規定により告示をする場合には、その内容を関税率審議会特殊関税部会に報告する。</u></p>
<p>(2) 調査担当者団（緊急関税政令第11条）</p> <p>財務大臣は、<u>法第9条第6項（同条第11項において準用する場合を含む。）</u>の調査を開始することが決定されたときは、<u>同条第1項に規定する本邦の産業を所管する大臣及び経済産業大臣と協議の上、財務省、当該本邦の産業を所管する省及び経済産業省の関係職員からなる調査担当者団を設ける。</u></p>	<p>(2) 調査担当者団（緊急関税政令第9条）</p> <p>大蔵大臣は、調査を開始することが決定されたときは、<u>法第9条第1項に規定する本邦の産業を所管する大臣及び通商産業大臣と協議のうえ、大蔵省、当該本邦の産業を所管する省及び通商産業省の関係職員若干名からなる調査担当者団を設ける。</u></p>
<p>7. 質問状の送付（緊急関税政令第4条第2項、第5条第2項、第6条第3項、緊急措置規程第12条第2項、第13条第2項、第14条第3項）</p> <p>財務大臣は、緊急関税政令第4条第2項の規定による証拠の提出、<u>第5条第2項の</u></p>	<p>7. 質問状の送付（緊急関税政令第4条第1項、第2項、第6条第2項、第7条第1項、第2項、輸入貿易管理令第3条第1項、緊急措置規程第12条第1項、第2項、第14条第2項、第15条第1項、第2項）</p> <p>大蔵大臣は、緊急関税政令第4条第2項の規定による証拠の提出、<u>同令第6条第2</u></p>

緊急関税等に関する手続等についてのガイドライン新旧対照表

<p>規定による意見の表明又は第6条第3項の規定による情報の提供を求めるときは、速やかに、利害関係者（緊急関税政令第4条第1項に規定する利害関係者をいう。以下同じ。）又は産業上の使用者等若しくは当該調査に係る貨物の主要な消費者の団体（緊急関税政令第5条第1項に規定する産業上の使用者等若しくは当該調査に係る貨物の主要な消費者の団体をいう。以下同じ。）に質問状を送付し、当該質問状の回答期限を調査事案ごとに質問状に明示する。</p> <p>緊急措置規程第8条（第19条第3項において準用する場合を含む。）の調査における緊急措置規程の各規定に基づく相当する手続による質問状は、緊急関税政令における上記の質問状を兼ねるものとする。</p>	<p>項の規定による意見の表明又は同令第7条第2項の規定による情報の提供を求めるときは、速やかに、利害関係者（緊急関税政令第4条第1項に規定する利害関係者をいう。）又は産業上の使用者等若しくは当該調査に係る貨物の主要な消費者の団体（緊急関税第7条第1項に規定する産業上の使用者等若しくは当該調査に係る貨物の主要な消費者の団体をいう。）に質問状を送付し、当該質問状の回答期限を調査事案ごとに質問状に明示する。</p> <p>緊急措置規程第8条（第18条第3項において準用する場合を含む。）の調査における緊急措置規程の各規定に基づく相当する手続による質問状は、緊急関税政令における上記の質問状を兼ねるものとする。</p>
<p>8. 公聴会の開催（緊急関税政令第9条、緊急措置規程第17条）</p> <p>（1）議題等の設定</p> <p>財務大臣は、緊急関税政令第9条に規定する公聴会（緊急措置規程第17条に規定する公聴会と統一的・一体的に行われるものとし、公聴会で得られた証言、意見若しくは情報は、両公聴会において共通とする。以下単に「公聴会」という。）を開催しようとするときは、同令第11条第3項に基づき、法第9条第1項に規定する本邦の産業を所管する大臣及び経済産業大臣と協議の上、当該公聴会の議題等（8（2）一から四までに掲げる事項をいう。）を設定する。</p> <p>（2）公告等</p> <p>財務大臣は、公聴会を開催しようとするときは、参加を求めのために、次に掲げる事項を、利害関係者又は産業上の使用者等若しくは主要な消費者の団体のうち8（1）で設定した議題に関連すると認められる者（以下「利害関係者等」という。）に、公聴会の開催の日までに相当な期間において、書面により通知するとともに、公告する。</p> <p>二 議題</p> <p>二 開催日時</p> <p>三 開催場所</p>	<p>（新 設）</p>

<p>四 <u>その他参考となるべき事項</u></p> <p>(3) <u>議長</u> 議長は、<u>調査担当者団のうち適当と認められる者が行うものとする。</u></p> <p>(4) <u>議事の進行</u></p> <p>一 <u>議長は、公聴会において、議題に関し、利害関係者の証言若しくは利害関係者、産業上の使用者等若しくは主要な消費者の団体の意見又は産業上の使用者等若しくは主要な消費者の団体による情報の提供を求める。</u></p> <p>二 <u>議長は、公聴会において必要があると認めるときは、回答を制限し、又は秩序を乱し、若しくは不穏な言動をする者を退去させることができる。</u></p> <p>三 <u>議長は、必要があると認めるときは、公聴会を延期し、又は続行することができる。この場合においては、議長は、次回の公聴会の日時及び場所を、公聴会に出席した者に対し書面により通知するとともに、公告する。</u></p> <p>四 <u>議長は、利害関係者等が公聴会に出席しなかった場合には、これらの者が公聴会に参加する意思がなかったものとみなす。</u></p> <p>(5) <u>記録</u> <u>公聴会における陳述は、速記その他の方法で記録される。</u></p>	
---	--